

中退共の加入取扱いについて復託契約をご検討ください！！

復託契約後の流れは、次の通りです

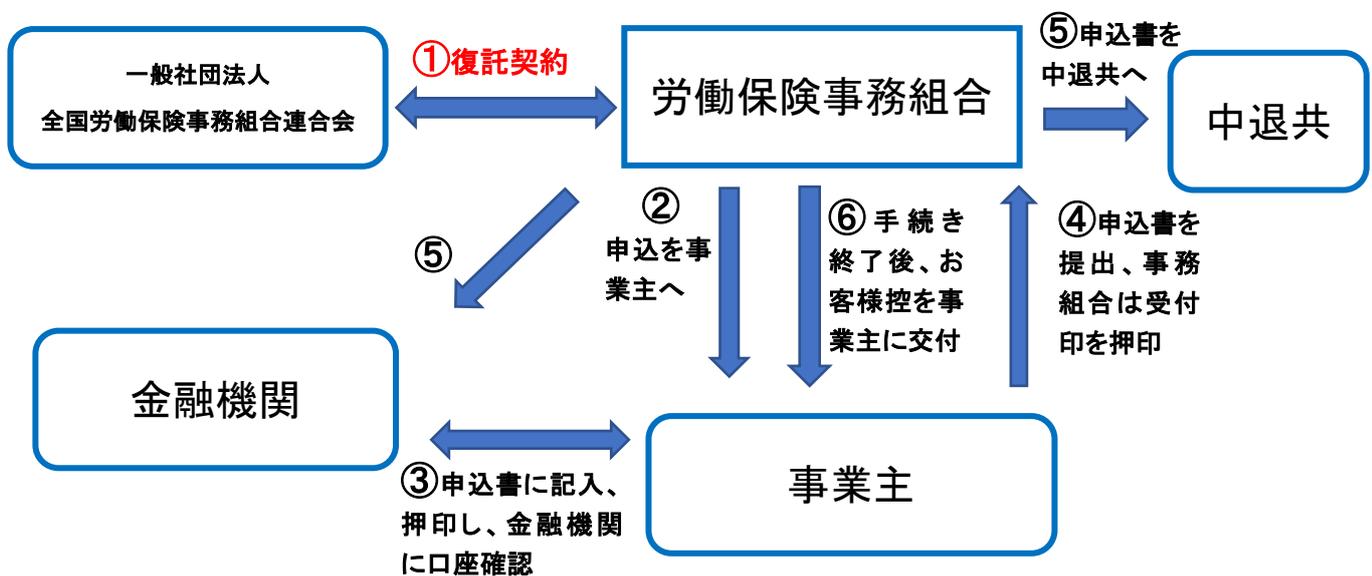
新規成立件数 × @手数料

●業務委託について

全国労働保険事務組合連合会は、独立行政法人勤務者退職金共済機構と業務委託事業主団体契約を締結しています。よって、全国労働保険事務組合連合会と復託契約を締結した労働保険事務組合は中退共制度の加入申し込みの取扱いを行うことができます。加入申込（新規分）の取扱いについては、四半期ごとに手数料が支払われます。

●新規申込みの手続きフローチャート

①全国労働保険事務組合連合会と労働保険事務組合との復託契約の承認を中退共本部より受け、復託契約を締結します。



*** 追加申込みの場合、金融機関で口座確認を行う必要はありません。**

②労働保険事務組合は、新規申込書を事業主に渡します

③事業主は必要事項を記入・押印し、掛け金を納付する金融機関で口座確認を行います。

口座確認後は「預金口座振替依頼書」（取扱店保存）以外が事業主に返却されます。※1

④事業主は労働保険事務組合に申込書を提出します。労働保険事務組合は申込書を確認して受領します。委託事業主団体記入欄に記入し、受付印を押印します。※2

⑤申込書を労働保険事務組合から中退共本部へ直送、もしくは金融機関に取り次ぎます。※3

⑥労働保険事務組合は手続き終了後、申込書「お客様控」を事業主に交付します。

※1 金融機関では口座確認のみを行います。申込書の返却を申し出るように事業主に指導してください。

※2 委託事業主団体記入欄に記入・押印を忘れずにお願いします。

※3 金融機関取次ぎの場合、金融機関から中退共本部へ申込書を送付します。「お客様控」は労働保険事務組合に返却されます。

- ➡ 契約成立日は労働保険事務組合の受付日です
- ➡ 追加申し込みについては手数料は対象外です